神埼市公告第４７号

市有財産売払公告

下記について、先着順公募を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び神埼市財務規則（平成１８年神埼市規則第４２号）第８８条の規定により公告します。

令和８年１１月２日

神埼市長　　實松　尊徳

記

1　売払物件の表示

物件名：市営住宅姉団地跡地

区分	所在地	地目	地積
土地	佐賀県神埼市千代田町姉84番6	宅地	2,083.21㎡

※詳細については、物件調書（別紙）をご覧ください。

2　予定価格　２７，２９０，０００円

3　売払いの方法

先着順にて購入希望者を募り、随意契約にて売却を行います。

※買受申請書が提出された場合、資格確認を行います。

4　利用条件

当該売払物件の利用条件を次のとおり指定します。

（１）住宅用地として宅地造成後に販売を行ってください。（建売住宅販売も可とします。）

（２）売買契約締結後２年以内に宅地造成に着手してください。

5　買受者の資格

次のいずれかに該当する者は、買受者として認められません。

また、買受者資格確認のため、申請者が暴力団関係者ではないことを神埼警察署に照会する場合がありますので、ご承知ください。

（１）当該売買に係る契約を締結する能力を有しない者（宅地建物取引業者の資格を有しない者を含む）及び破産者で復権を得ない者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定いずれかに該当すると認めたときから３年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号に規定する暴力団及び個人または法人の役員等が同法第２条第１項第６号に規定する暴力団員。また、個人または法人の役員等が暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

（５）暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（６）自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

（７）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（８）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（９）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（１０）前記(3)から(9)に該当する者の依頼を受けた者

6　買受の申込み等

（１）受付期間　令和８年１１月２日（月）から令和９年３月３１日（水）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、
午前８時３０分から午後５時１５分まで）
※郵送の場合は令和９年３月３１日（水）必着

（２）提 出 先　〒842-8601　神埼市神埼町神埼鶴3542番地１
神埼市 総務企画部 財政課 行政マネジメント係（市役所３階）

（３）提出方法　直接持参または郵送。（ただし、郵送による場合においては、簡易書留又は一般書留に限る。）

7　提出書類（買受の申込みに必要な書類）

①　買受申込書（様式１）
②　役員一覧（様式２）※法人のみ
③　誓約書（様式３）
④　身分証明書等　（個人：身分（身元）証明書）
（法人：登記事項証明書　※現在事項全部証明書）
⑤　宅地建物取引業者の資格を有することを確認できる書類

※②～⑤について共同参加者がいる場合は、参加者ごとに作成及び提出をしてください。

8　買受者資格確認通知

買受者の資格の有無については、買受者資格確認通知書により通知します。

9　随意契約に係る見積通知

（1）買受者の資格が認められた場合、見積通知書にて随意契約に係る通知を行います。

（2）見積通知書に記載の期限までに見積通知書を提出していただき、神埼市が定める予定価格以上の額で見積書が提出された場合、見積決定通知書にて見積決定の通知を行います。

１０　売買契約の締結

（1）見積決定通知を受けた日から５日以内（土日、祝日を除く）に契約を締結するものとし、契約書に貼付する収入印紙については、見積者の負担となります。

（2）契約を締結されない場合、その見積は失効します。

１１　契約条件について

（1）転売等の禁止

買受者は、前記３に定める利用条件を履行せずに、当該売払物件を第三者に転売又は転貸することはできません。

（2）実地調査等

① 市は、前記３及び上記（1）の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができます。

② 買受人は、正当な理由なく上記（2）①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはいけません。

１２　売買代金の納入及び所有権の移転

（1）買受者は、契約締結後３０日以内に売買代金を一括して納入してください。

所有権移転の登記は、売買代金の納入後、本市が行いますが、登録免許税及びその他契約に係る費用はすべて買受者の負担となります。

（2）売払物件の引渡しは、（1）の代金納入後、現状のまま引渡します。

１３　その他の注意事項

次の事項を了承のうえ、申請を行ってください。

（1）現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

（2）土地は、現状有姿での売払いとし、越境物、建物、工作物（フェンス、擁壁、樹木、街灯など）を含めた引渡しとなります。

買受人は、売払物件に含まれる建物、工作物及び建物附帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、必要となる修繕や整備、移転、撤去、安全性の確保につ

いては、自らの負担と責任において行ってください。

（3） 必ず現地及び関係規制等を確認してください。また、本市ホームページに掲載しているハザードマップも併せて確認してください。

１４　問い合わせ先

この公告に関して質問がある場合は、下記へお問い合わせください。

〒842-8601　神埼市神埼町鶴 3542 番地 1

神埼市 総務企画部 財政課 行政マネジメント係

電話　0952-37-0101